

平成十八年五月十二日受領
答弁第一四二二号

内閣衆質一六四第二四二号

平成十八年五月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問に対する

答弁書

一について

一般に、有印公文書とは、公務所又は公務員が職務上作成する文書であつて、公務所又は公務員の印章又は署名が使用されているものを意味するものと承知している。

二について

御指摘の同行記者団に関する業務は、外務省大臣官房報道課等が行っている。

三、四、六及び七について

外務省において御指摘の「白紙領収書」が作成された事実は、確認されていない。

五について

御指摘の者は、平成二年八月から平成四年八月までの間、外務省大臣官房報道課長であつた。